別添

入札保証金・契約保証金について

1　入札保証金について

紙入札による場合、競争入札参加者又はその代理人（以下「競争入札参加者等」という。）は、下記（７）により入札保証金を免除される場合を除いては、指定する期限までに入札保証金又は入札保証金に代える担保（以下「入札保証金等」という。）を所定の手続に従い、埼玉県企業局に納付又は提出しなければならない。

（１）入札保証金等の額

入札保証金等の額は、入札書に記載した金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に入札保証金の率（100分の５以上）を乗じた額とする。

【算式】（入札書に記載した額×1.10×0.05）以上

（２）入札保証金の納付

競争入札参加者等が入札保証金を納付する場合は、次の方法によるものとする。

埼玉県企業局が発行する「納付書兼領収書」（希望者に配布）により、入札保証金相当額（上記（１）の額）を埼玉県企業局が指定する出納取扱金融機関又は収納代理金融機関に納付する。この場合には、当該「納付書兼領収書」の写しを令和８年12月15日（火）午後３時までに下記の窓口へ電子メール、持参又は書留郵便（必着）により提出すること。なお、電子メールの場合、電話により電子メール到達の確認を行うこと。

【提出先】

埼玉県吉見浄水場　総務担当

所在地　埼玉県比企郡吉見町大字大和田１９８

電　話　0493-54-1484

ＦＡＸ　0493-54-0065

Ｅmail　s541484@pref.saitama.lg.jp

（３）入札保証金に代える担保の提出

競争入札参加者等は、上記（１）の入札保証金に代える担保を提出する場合には、下表のうち該当する担保を令和８年12月15日（火）午後３時までに上記（２）の担当窓口へ提出（持参）するものとする。預かり時、当該担保と引換えに「預り証（様式11）」を交付する。

この場合の入札保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種　　類	価　　値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の８割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し若しくは支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引受け、保証若しくは裏書きをした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額

オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等の保証	その保証する金額

（４）入札保証金の還付

入札終了後、埼玉県企業局は、入札保証金等を納付又は提供した非落札者に対して、次のいずれかの方法により当該入札保証金等を還付するものとする。

ア　上記（２）により入札保証金を納付した場合は、当該「納付書兼領収書」（写しでも可）を添付した「請求書（様式12）」の提出（上記（２）の窓口へ電子メール、持参又は書留郵便）により還付する。なお、**電子メールの場合、電話により電子メール到達の確認を行うこと。**

イ　上記（３）により担保を提出した場合は、「請求書（様式12）」及び提出時に交付した「預り証（様式11）」（受領の旨を付記し、記名押印したもの）を提出（持参）することにより還付する。

（５）落札者が契約を締結しない場合の入札保証金の帰属

契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約の締結をしない場合は、埼玉県企業局に帰属する。

（６）契約保証金への充当

落札者に係る当該入札保証金等は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合には、これに充当する。

（７）入札保証金の免除

競争入札参加者等が入札保証金の納付の免除を希望したとき、次に掲げる場合は、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第５号、以下「財務規程」という）第123条第２項の規定に基づき入札保証金の納付を免除する。

ア　入札に参加しようとする者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約*を締結したとき。

（＊　入札保証期間は、開札終了から40日程度を加えた期間とすること。）

イ　入札に参加しようとする者が、銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をしたとき。

ウ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の５第１項に規定する資格を有する者で、**国又は地方公共団体と**種類及び規模をほぼ同じくする契約を**当該年度の前々年度４月１日以後に２回以上**全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

【種類及び規模をほぼ同じくする契約とは】

電気の供給に係る契約で、契約金額が同程度のものとする（長期継続契約の場合は１年あたりの契約金額とする。）。

【長期継続契約の実績】

長期継続契約の実績は、履行中のもの（１年間の履行に対する支払が完了しているものに限る。）を含むものとする。なお、実績の回数は履行済の１年につき１回とする。

【留意点】

	国又は地方公共団体	国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人及び地方独立行政法人は対象外
	当該年度の前々年度の４月１日以降に２回以上全て誠実に履行したもの	当該年度の前々年度の４月１日以降に履行の検査が行われ、誠実に履行したことが確認できること。 契約の相手方は、必ずしも同一でなくてよい。

ア又はイの場合には「入札保証金免除申請書（様式10）」（以下「免除申請書」という。）及び当該保険証書等（写し）を、ウの場合には「免除申請書」及び条件を満たす契約書の写し及び履行を証明するもの*を、**令和８年11月17日（火）午後３時**までに上記（２）の窓口へ電子メール、持参又は書留郵便（必着）により提出しなければならない。なお、**電子メールの場合、電話により電子メール到達の確認を行うこと。**また、アの場合には当該保険証書（原本）を**令和８年12月15日（火）午後３時**までに上記（２）の担当窓口へ提出（持参）するものとする。

＊　当該契約の発注者が埼玉県企業局である場合は不要であるが、埼玉県企業局との契約実績を使用する旨を申告すること。

【留意点】

契約書の写し	次の部分は抹消しないこと。 ・契約者名 ・件名（同種契約の確認のため） ・契約仕様及び契約金額（契約規模の確認のため）
履行を証明するものの例	①履行証明書（供給期間と実際の供給電力量がわかるもの） ②「契約相手方に対する請求書の控え（各月）」＋「当契約の代金受領証拠書類(預金通帳等)の写し」

２　契約保証金について

契約の相手方は、下記（６）により契約保証金を免除される場合を除いては、契約保証金又は契約保証金に代える担保（以下「契約保証金等」という。）を所定の手続に従い、埼玉県企業局に納付又は提出しなければならない。

（１）契約保証金等の額

契約保証金等の額は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額とする。

【算式】（契約金額（税込）×0.1）以上

（２）契約保証金の納付

契約の相手方が契約保証金を納付する場合は、次の方法によるものとする。

埼玉県企業局が発行する「納付書兼領収書」（希望者に配布）により、契約保証金相当額（上記（１）の額）を埼玉県企業局が指定する出納取扱金融機関又は収納代理金融機関に納付する。この場合には、当該「納付書兼領収書」の写しをすみやかに下記の窓口へ電子メール、持参又は書留郵便により提出すること。なお、**電子メールの場合、電話により電子メール到達の確認を行うこと。**

【提出先】

１（２）の提出先に同じ。

（３）契約保証金に代える担保の提出

契約の相手方は、上記（１）の契約保証金に代える担保を提出する場合には、下表のうち該当する担保をすみやかに上記（２）の担当窓口へ提出（持参）するものとする。預かり時、当該担保と引換えに「預り証（様式11）」を交付する。

この場合の契約保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種　　類	価　　値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の８割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し若しくは支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引受け、保証若しくは裏書きをした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

（４）契約保証金等の還付

埼玉県企業局は、契約に基づく給付が完了したとき又はその他これを返還する事由が生じたときは、契約の相手方に対して、次のいずれかの方法により当該契約保証金等を還付するものとする。

ア　上記（２）により契約保証金を納付した場合は、当該「納付書兼領収書」（写しでも可）を添付した「請求書（様式12）」の提出（上記（２）の窓口へ電子メール、持参又は書留郵便）により還付する。なお、**電子メールの場合、電話により電子メール到達の確認を行うこと。**

イ　上記（３）により担保を提出した場合は、「請求書（様式12）」及び提出時に交付した「預り証（様式11）」（受領の旨を付記し、記名押印したもの）を提出（持参）することにより還付する。

（５）契約不履行の場合の契約保証金の帰属

契約の相手方が納付した契約保証金等は、その契約上の義務を履行しなかった場合は、埼玉県企業局に帰属する。

（６）契約保証金の免除

次に掲げる場合は、財務規程第 110 条第２項の規定に基づき契約保証金の納付を免除する。

ア　契約の相手方が保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。

イ　契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他管理者が指定する金融機関と履行保証契約を締結したとき。

ウ　施行令第 167 条の５第１項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が**国又は地方公共団体と**種類及び規模をほぼ同じくする契約を**当該年度の前々年度の４月１日以後に２回以上**全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき。

【種類及び規模をほぼ同じくする契約とは】

電気の供給に係る契約で、契約金額が同程度のものとする（長期継続契約の場合は１年あたりの契約金額とする。）。

【長期継続契約の実績】

長期継続契約の実績は、履行中のもの（１年間の履行に対する支払が完了しているものに限る。）を含むものとする。なお、実績の回数は履行済の１年につき１回とする。

【留意点】

国又は地方公共団体	国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人及び地方独立行政法人は対象外
当該年度の前々年度の４月１日以降に２回以上全て誠実に履行したもの	当該年度の前々年度の４月１日以降に履行の検査が行われ、誠実に履行したことが確認できること。 契約の相手方は、必ずしも同一でなくてよい。

ア又はイの場合には当該保険証書（原本）を、ウの場合には条件を満たす契約書の写し及び履行を証明するもの*を、すみやかに上記（２）の担当窓口へ提出しなければならない。

＊　当該契約の発注者が埼玉県企業局である場合は不要であるが、埼玉県企業局との契約実績を使用する旨を申告すること。

【留意点】

契約書の写し	次の部分は抹消しないこと。 ・契約者名 ・件名（同種契約の確認のため） ・契約仕様及び契約金額（契約規模の確認のため）
履行を証明するものの例	①履行証明書（供給期間と実際の供給電力量がわかるもの） ②「契約相手方に対する請求書の控え（各月）」＋「当契約の代金受領証拠書類(預金通帳等)の写し」